



企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(222)

◆定住促進賃貸住宅家賃補助事業について

本町では、転入世帯および新婚世帯の町内定着を促進し、定住人口の増加を図るため、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成しています。

【期間】 平成26年度～平成30年度までの5年間

【補助対象者】

転入世帯（※1）または新婚世帯（※2）の世帯主で、次に掲げる要件すべてに該当する方

- ① 世帯全員が大崎町内に住所を有する方
- ② 平成26年4月1日以降に町内の民間賃貸住宅に新たに入居した方
- ③ 3万円を超える民間賃貸住宅の家賃を支払っている方
- ④ 世帯員に外国人を含む場合は、日本国に永住権を有した外国人登録者
- ⑤ 世帯全員が町税などを滞納していない方
- ⑥ 生活保護法による保護を受けていない世帯に属する方

※1 転入の日から民間賃貸住宅に入居した日までの期間が1年未満の方、かつ転入の前日3年間において町内に住所を有していなかった方の属する世帯

※2 婚姻届出後2年未満で、かつ申請年度の末日において夫婦いずれもが40歳未満である世帯

【補助期間】

町内の民間賃貸住宅に新たに入居し、助成要件を具備した月から起算して24月間（2年間）

【補助金の額】

毎月の家賃から住宅手当などを差し引いた額の2分の1の額（千円未満の端数は切り捨て）となります。ただし、次の世帯主の区分に応じて定める金額を上限とします。

- ① 転入世帯の世帯主 月額1万円
- ② 新婚世帯の世帯主 月額1万円
- ③ 転入世帯かつ新婚世帯の世帯主 月額2万円

【申請】

次の書類を添えて補助金の申請が必要です。

- ① 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ② 転入世帯の場合は、戸籍の附票（本籍地で交付されるもの）
- ③ 新婚世帯の場合は、戸籍謄本（婚姻の事実が確認できるもの）
- ④ 世帯全員の住民票の写し
- ⑤ 世帯全員の市区町村民税などの納税証明書（申請年度を除いた過去3年分）
- ⑥ 住宅手当額などを証明する書類（給与明細書などの写し）



【補助金の請求および交付】

補助金の交付決定を受けた方は、賃貸借契約に基づく家賃を支払い、家賃補助金交付請求書に支払った家賃の領収書の写しまたはそれに代わるもの（通帳の写しなど）を添えて請求してください。

交付請求日	交付日
4月分から9月分を9月末日まで	10月末日
10月分から3月分を3月末日まで	4月末日

※現在交付決定を受けている方は、3月31日（火）までに、請求書と領収書などを企画調整課にご提出をお願いいたします。